

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

法規審査委員会規程（昭和29年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び法規審査委員<u>9人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副委員長及び法規審査委員は、職員のうちから知事が任命する。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員会は、委員長又は副委員長及び法規審査委員<u>5人以上</u>の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(委員会)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び法規審査委員<u>10人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副委員長及び法規審査委員は、職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる特別職に属する職員を含む。</u>）のうちから知事が任命する。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員会は、委員長又は副委員長及び法規審査委員の<u>半数以上</u>の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。